

今後のキャッチオール規制の強化について

平成16年1月
経済産業省

1. 国内体制の強化

(1) 懸念貨物リストの見直し／拡充

昨年4月に公表した30品目の懸念貨物リストについて、今年の3月を目途に、現状を踏まえて更に見直し／拡充を図る。

(2) 外国ユーザーリストの見直し／拡充

一昨年4月のキャッチオール規制導入時より公表し、昨年4月に80社から129社へと対象企業の拡大を図った外国ユーザーリストについて、今年の3月を目処に、現状を踏まえて更に見直し／拡充を図る。

(3) 企業の輸出管理体制整備（コンプライアンスプログラム：CP）の強化

各企業の社内の輸出管理手続（コンプライアンス・プログラム：CP）について、昨年10月より、適切なCPを自主的に作成し、届け出のあった企業のうち、了解を得られた企業名を公表している。現在、公表対象企業は225社。

今後も、CPを適切に整備・実施する企業を拡大すべく、企業に対する働きかけを一層強化する。

2. 国際連携の強化

(1) 香港及びシンガポールとの二国間協力の推進

キャッチオール規制の実効性の向上のため、輸出管理制度の整備が進展している香港及びシンガポールとの間で、今春を目処に、懸念国への迂回輸出防止のための連絡体制の強化等に関する二国間の協力文書を作成。

(2) ASEAN諸国への働きかけ

昨年12月に開催された日ASEAN特別首脳会議における、中川大臣主催の経済閣僚との夕食会の場で、アジアにおける輸出管理強化への協力を働きかけた。

先般の中川大臣のベトナム・カンボジア出張における両国の首相・閣僚との会談においても、輸出管理の重要性及び協力について合意。

これらを踏まえ、今後、輸出管理担当者が鋭意ASEAN各国を訪問し、ODA等を活用した現地セミナーの開催や専門家の派遣等の協力のあり方について協議を行うこととしている。

※訪問予定

1月26日～30日：インドネシア、マレーシア、ブルネイ

2月9日～13日：フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス

2月後半または3月上旬：シンガポール 他

3月以降：モンゴル

(3) 「アジア輸出管理政策対話」の開催

昨年10月、日本を含めアジア諸国を中心とした8カ国・地域の輸出管理担当部局の局長クラスによる「第一回アジア輸出管理政策対話」を開催し、迂回輸出阻止のための具体的施策等について議論。

次回会合を今春に東京にて開催し、効果的な輸出管理のための基本原則を採択予定。

(参考) 現行の輸出管理制度について

大量破壊兵器の拡散防止に向けたリスト規制及びキャッチオール規制を厳格に運用している。

① リスト規制

民生用途のある品目であっても、国際的な枠組みで合意された規制リスト品目の輸出については、経済産業大臣の許可を必要とする制度。

※ 国際的な枠組みは以下のとおり。

- ① 核兵器関連 : 原子力供給国会合 (40 カ国)
- ② 生物・化学兵器関連 : オーストラリア・グループ (33 カ国)
- ③ ミサイル関連 : ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム (33 カ国)
- ④ 通常兵器関連 : ワッセナー・アレンジメント (33 カ国)

② キャッチオール規制

規制リスト品目以外の品目についても、大量破壊兵器（核兵器、生物・化学兵器、ミサイル）の開発等に用いられるおそれのある場合には輸出許可を必要とする制度であり、一昨年4月に導入。

※ さらに、輸出者の自主管理向上のための施策として、以下の措置を実施。

- 懸念エンドユーザーリストを一昨年4月に公表。(昨年4月に改正し、現在129社。)
- 規制リスト品目以外のうち、大量破壊兵器への転用が特に懸念される貨物30品目（懸念貨物リスト）を昨年4月に公表。

(お問い合わせ先)

経済貿易協力局安全保障貿易管理課

担当：三浦、片桐

電話：3501-1511 (3271)

3501-2800 (直通)